

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百七条第二号の規定に基づき、可燃物燃焼温度を次のとおり定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

可燃物燃焼温度を定める件

建築基準法施行令第一百七条第二号に規定する可燃物燃焼温度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める温度のいずれが高い方の温度とする。

- 一 加熱面以外の面のうち最も温度が高い部分の温度 摂氏二百度
- 二 加熱面以外の面の全体について平均した場合の温度 摂氏百六十度

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。